

判例内縁法の現代的課題（3）

～平成時代以降の裁判例を中心として～

岡 本 詔 治

- 一 問題の所在と課題の限定
- 二 通常内縁の裁判例
 - I 平成16年代までの内縁関連事例
 - 1 内縁成立事情 (以上、55巻1号)
 - 2 内縁の法的保護
 - 3 内縁関連事例
 - 4 社会的婚姻としての内縁 (以上、55巻2号)
 - II 平成16年最高裁判決
 - III その後の内縁関連事例
 - 1 内縁の成立事情 (以上、本稿)
 - 2 内縁の法的保護
 - 3 内縁関連事例
 - 4 社会的婚姻としての内縁
 - IV 小括
- 三 重婚的内縁の裁判例
- 四 まとめに代えて

二 通常内縁の裁判例（続）

I 平成16年代までの内縁関連事例（前号まで）

II 平成16年最高裁判決

[69] 最一判平成16・11・18裁判集民事215号639頁（損害賠償請求事件）

本件は、16年間継続した男女間の「パートナーシップ関係」を男性が一方的に解消して他女と婚姻したことから、女性が男性と他女に対して共同

不法行為責任を追及した事件であるが、最高裁は、原判決を破棄して、内縁論を前提としたうえで、慰謝料請求を排斥している。新たな男女類型の登場であり、公式判例集には登載されなかったものの、最高裁の立場を垣間見ることも可能な紛争例でもある。以下、やや詳しく分析してみよう。

1 男女間の「パートナーシップ関係」

(1) 事件の概要

(ア) 事実関係 X女とY男とは、Xが大学4年生であった昭和60年11月に結婚相談所を通じて知り合い、その1か月後には婚約して翌年3月に入籍の予定であったものの、同月ごろに婚約を解消した。関係者に発送した連名の書状には、「お互いにとって大切な人であることにはかわりはないため、スープの冷めないぐらいの近距離に住み、特別の他人として、親交を深めることに決めました」と記載されていた。Yは、昭和61年4月に都内のX家の近くに引っ越して来て、双方が互いの家を行き来するようになり、Xが平成2年4月に転居してからも、YがX宅に泊まって、そこから出勤するということもあったが、住居は別々で同居をしたことはなく、合鍵を持ち合うことも、X宅に泊まったときに一緒に食事をすることもなく、また、生計も全く別で共有する財産もなかった。Xは出産には消極的であったが、Yが子供を持つことを強く望んだため、出産経費や養育についてはYが全面的に責任を持つという約束をした上で、Xは、平成元年6月に長女、平成5年2月には長男を出産した。いずれの場合も、子供の法律上の利益に配慮して、その出生の日に婚姻届と出生届をしたが、後に離婚の届出をした。長女の出産に際してはYの母親から約650万円を受け取り、母親が長女を養育している。長男の養育についてはXは一切の負担を免れることなどの取り決めを書面に作成して公証人の確定日付を受けているところ、Yは長男を施設に預けている。長男の出産の前後において、両者の関係が悪化し、YのXに対する暴力行為などがあって、出産後、両者

は半年間ほど絶交状態にあったが、その後、関係が修復し、一緒に旅行をするなどしていた。また、Xは、平成8年ごろから大学の助教授として勤務するようになったが、Yは、Xがアパートを借りるに当たって連帯保証人となったり、Xの講義準備に協力したりした。一方、A女は、平成12年ごろ、Yと知り合い、交際を続けて、平成13年4月には、X・Y間に2人の子供がいることを理解した上で、結婚を決意した。Yは、同年5月2日、Xに他の女性と結婚する旨を告げ、Xとの関係を解消した。YとAは、同年7月18日、婚姻の届出をして、長男は、平成14年3月、YとAの下に引き取られた。Xは、両者の間の「パートナーシップ関係」を一方的に解消し、Aと婚姻したことが不法行為に当たると主張して提訴した。

（イ）原審の立場 原判決は、つぎのように判示した。両者の関係については、法律婚として法の保護を受けることを拒否し、同居・扶助義務を否定するという、通常の婚姻ないし内縁関係の実質を欠くものであり、その関係の維持を専ら両者の自由な意思のみにゆだねるものであることから、その解消に当たっては、互いに損害賠償責任を生ぜしめるものではないと解する余地もあり得る。しかしながら、約16年間にわたり、上記のような関係を継続してきたものであり、その間、2人の子供をもうけ、時に互いの仕事について協力し、一緒に旅行をすることもあること等、互いに生活上の「特別の他人」としての立場を保持してきたこともまた認められる。そうすると、Yは「Xにおける関係継続についての期待を一方的に裏切るものであって」不法行為責任を免れ難い。

（ウ）上告受理の申立て Yは、自身で下記のような上告受理の申立てをした。いくつもの論点が切々と縷々述べられているが、ここでは最高裁判決の説示に対応すると思われる点に限定して、適宜、以下のように要約した。

両者の「関係」については、十年以上にわたるものの、住居も経済生活も独立しており、意識的にも社会的にも個人個人であり、かつ、おおむね

半年以上の絶交期間を四回含む断続的なものであって、近年は人生観の相違を原因とした争いが絶えなかった。両者、とりわけXは二人の関係を意図的に法的保護の圏外においてきた。Xは、自らの利己的な生き方を〈一寸先は闇〉の格言をもじり、日頃より「一寸先はX」であると自身の人生観を誇示していた事実もあり、したがって関係は相互不信の基盤上に成り立っていた。そこで、個別案件ごとに、たとえば添削といったことでさえ、受け取り日時の指定や労働にたいする対価などを事前にはっきりと決めておくといった契約的行為をもって実際の事にあたっていた。それぞれについては、双方に権利義務が発生し、相応の期待が発生するものの、「関係」自体は何ら期待を発生させるものではない。また、XはYを刑事告訴の対象として、これを取引にして不当な要求をするなど、けっして、その関係が安定していた関係であるとは認められない。さらに、両者の間には二人の子供が存在するものの、子供の扶養・養育については、Xの意志により、これに関知することはなく、こどもの将来について語り合うような関係すらない。それゆえ、関係が破綻したとしても、Xが精神的苦痛をうけることなどはないのである、と。

(2) 最高裁の立場

つぎのように説示して破棄自判した。前記の事実関係によれば、「両者は、その住居を異にしており、共同生活をしたことは全くなく、それぞれが自己の生計を維持管理しており、共有する財産もなかったこと」、「Xは2人の子供の養育には一切かわりを持っていないこと、そして、Xは、出産の際には、Y側から出産費用等として相当額の金員をその都度受領している」。両者は、婚姻届出と協議離婚の届出とを繰り返しているが、これは、生まれてくる子供が法律上不利益を受けることがないようにとの配慮等によるものであって、「両者の間に民法所定の婚姻をする旨の意思の合致が存したことはなく、かえって、両者は意図的に婚姻を回避していること」のほかに、「上記の関係に関し、その一方が相手方に無断で相手方

以外の者と婚姻をするなどして上記の関係から離脱してはならない旨の関係存続に関する合意がされた形跡はない」。それゆえ、その関係については、「婚姻及びこれに準ずるものと同様の存続の保障を認める余地がないことはもとより、上記関係の存続に関し、YがXに対して何らかの法的な義務を負うものと解することはできず、Xが上記関係の存続に関する法的な権利ないし利益を有するものとはいえない」。

2 本判決の分析

（1）男女関係の特殊性

本件は、XとYが単純婚約を解消したうえで、いわゆるパートナーとしての男女関係を殊更に合意して、一度も同居したことはなかったが、長期間にわたり夫婦類似の関係を継続し、その間に二児を儲けていたにも拘わらず、男性の方が他女と婚姻するために、この関係を一方的に破棄したという事案であり、社会的にも随分と評判となったが、学説の論評も多様な観点から、それぞれ各自の結婚観を後景において、賛否両論が入り乱れている⁽¹⁸⁾。

ところで、この女性が、あえて内縁ないし事実婚という観点から請求しなかったという点に注目しなければならないであろう。婚姻・内縁関係を敢えて回避する一方で、性関係をともなうパートナーという特異な男女関係の形成を殊更に合意して、そうした関係を継続してきたこと自体が被害法益たりうるか、という問題であった。本件のXとYは、あえて婚約を解消するするなど、関係形成の経緯から判断して、もともとは関係離脱の自由を大前提としていたことは否定し得ない。それゆえ、Xとしては、そうした自由を制約する諸事情が関係成立後に生じたことを立証する責任がであろう。事実関係の委細が不分明であるので、その点については、詳らかではないが、掲載誌から判断する限りでは、Xに不利な事情が少なくないようである。以下、具体的に検討しよう。

(2) 「自由に解消できる関係」と「特別な男女関係」

本件男女関係は、伝統的な判例内縁法の立場からいえば、「婚姻を目的・前提とする内縁」でもなければ、「婚姻を前提としないものの夫婦同然の内縁」でもなく、かえってそうした伝統的な夫婦関係を積極的に回避しているので、原審も最高裁も当該男女間には内縁関係は成立していないとしたが、この点の判断自体は正当であろう。また、婚姻予約・婚約も成立していないと考えて大過ない。ただ、原審は長期間の継続的關係とその間の双方の種々の相互協力的な生活関係などを重視して、「自由に解消できる関係」というよりも「特別な男女関係」が形成されているので、女性の「関係継続に対する期待」は法的保護（民709条）に値するとして慰謝料請求を認めた（500万円の請求に対し100万円を認容）。これに対して、最高裁は、婚姻や婚姻に準ずる関係が成立していないことはもちろんのこと、双方が意図的に婚姻を回避していたことのほか、一方が他と婚姻するなどして「関係から離脱してはならない旨の関係存続に関する合意」もなされていないことなどの諸事情を総合判断して、そうした期待的利益も存在するものではない、とした。

(3) 原審と最高裁の婚外関係

原判決によれば、本件男女関係は、もともとは「その維持を専ら当事者の自由な意思のみに委ねるものであり、法的な拘束性を伴うものでもない」関係であったところ、16年間にわたり関係を継続し、その間、二児を儲けており、また、生活上の協力や旅行をするなどして、「互いに生活上の『特別の他人』としての立場を保持」してきたという関係に移行しているので、男性の行為態様は「女性における関係継続についての期待を一方的に裏切るものであ（る）」とした。

要するに、原判決は、内縁とは別の二つの男女類型を析出している。夫婦関係に近似していても、合意により自由に関係離脱が認められるタイプと、いわゆる「特別の他人の関係」タイプであり、後者では、一定の事情

が必要であるが、関係継続に対する期待的利益が生ずるものとされる。一つの見識を示したものとして刮目に値するが、ただ、何故にもともと関係離脱の自由な関係が、長期間継続して、その間に協力関係が見られたり、子をもうけたりすることなどによって、関係継続に対する期待的利益が生ずるのか、たといそれを合理的と称してみても、そうした事情は合意による「関係離脱の自由」な関係のもとでもありうるので、関係離脱の自由が制約される関係に変容したことの論拠をより深く精査する必要があるだろう。

最高裁は、内縁の法理（ひいては婚姻意思）に軸足を置いて、原審が析出した男女類型の成立を否定している。内縁夫婦以外では、一般的に存続の保護を受けうる関係なるものは存在しないと判断しているわけではないようだが、本件では、Yの主張に寄り添った論理を説示しているともいえるよう。

（4）本稿の視点

今日では、弁護士などの専門家を介して、いわゆる「事実婚契約」なるものが締結されている例も少なくないようであるが、本件では、男女が関係成立時・継続中に取り交わした種々の合意が問題となっている。関係開始当時の特別な合意もさることながら（わざわざいったん取り交わした婚約も解消している）、男性自身の上告受理申立書によれば、本件の男女は日常生活上の個別案件ごとに契約的行為ないしそれに準ずる行為を取り交わしてきたという。女性が出産子の養育には一切関わらない旨の合意には「公正証書による確定日付」まで得ているので、おそらく女性主導によって関係継続中は基本的には契約的行為ないし合意で種々の物事に対処してきたのではなかろうか。この種の合意を積み重ねることによって男女間の緊密な人格的関係が形成されるはずであったが、皮肉なことに、そうした「基本的な生活姿勢」が、結局のところ、双方の信頼関係を崩壊させたように思われる。男性の主張によれば、相互に精神的な癒やしや楽しみを享受したり、子供の将来を語ったりするような関係すらなかったというが、その真

偽のほどはともかくも、このような男女間の情緒的な共感などの基盤となる人間関係を形成することも夫婦協働生活の前提となるものであるが、行き過ぎた合意主義が、その醸成を妨げる結果となっていたように思われる。

ところで、学説では、本判決の結論を支持する見解でも、上記のような「関係存続に関する合意」を重視する姿勢に対しては批判が強い。たしかに、通常ならば、身分に関する事項につき、「自由を拘束するような合意」は重要性をもたないであろう。しかし、本件の男女は基本的には自分たちの関係がいつ解消してもやむを得ないものという前提で関係を開始し、おそらくそのことともリンクして、何事でも個別案件ごとに合意で対処してきたという側面が強いように思われるので、当然のこととして、一定の場合には相互に関係離脱の自由を制約するという立場をとるならば、そうした合意をしたはずであり、かえって、そのような合意をしなかったと考えるのは、きわめて不自然でもあり、かつまた合理的でもない。それゆえ、そうした本件男女間の基本となる生活関係を前提とすれば、最高裁が「関係存続の合意」を強調したとしても、必ずしも不合理とはいえないであろう。いうところの合意とは、当該男女の「基本となる生活関係」から派生するはずであった約束ごとであり、それ自体が法的拘束力を有するような「契約」とは異なるからである。

もっとも、問題は、そうした個別の合意の有無もさることながら、「男女間の基本となる生活関係」の分析こそが、かかる曖昧で不安定な男女関係では、重視されねばならないのではないか。つまり、本件男女間の基本的な関係とは、婚姻や内縁とは異なり、一定の成果を目的志向ないし共有するような合理的システムとして機能していたわけではなく、そのままでは、たとい夫婦然とした協調関係が長期間にわたり継続したとしても、それは日ごとに繰り返される毎日の生活の単なる機械的な積み重ねにすぎず、もともと成熟した安定的・継続的な男女関係とはいえないので、いつでも自由に関係から離脱することが可能なものであろう。

ただし、そうした自由な関係継続中に何らかの特段の事情によって自由を制約するような変容を受けることまでは否定しえないであろう。本件では、特に男性の懇請による女性の出産が軽視できない重要な事情となるのではないか。この点につき、男性は子どもの将来につき女性との共通の見通しなどというものはないと断言しているが、たとい女性が全くこれまで養育にかかわっていないとしても、いずれは親子の関係が現出せざるえないのであり、たとい内縁関係とはいえないとしても、社会的にみれば、もはや単なる双方の私的・個人的な関係にはとどまらなくなるからである。ここで、双方は単なる私的な関係から転換して、新たな特別の生活関係に移行したといわざるをえない。将来の新たな生活の見通しがなくして、到底、妊娠ないし出産を迎えることなどできるものではない。そこでの当事者双方は、基本的に「関係離脱の自由」につき、一定の制約をみずから引き受けたこととなり、これが男女関係を継続してきた者の基本的責務であって、その上で、双方の行為態様の違法性を比較しながら、破棄の正当性の可否を総合判断すべきであったと思われる。

いずれにせよ、本判決は「事例判決」にとどまり、従来の準婚理論が前提とされていると考えて大過ないので、その説示の一部を殊更に取り出して一般化するようなことは、差し控えねばならないが、その説示の行間や脈絡から、別姓夫婦など同じく婚姻を回避するような現代的な男女関係を垣間見ることもできなくはないので、この種の男女関係に対する今後のより積極的な最高裁の対応に期待したいと思う。

ともあれ、本稿の関心事は、婚姻意思を重視するかに見える本判決がその後の下級審裁判例にいかなる影響を及ぼしたかにあり、従来型の内縁関係も含めて、その成立要件ないしは成立事情の判断にも何らかの影響を与えているのかという視点も織り交ぜながら、その後の事例を分析することとした。

Ⅲ その後の内縁関連事例

1 内縁の成立事情

(一) 内縁肯定事例

(1) 不当破棄事例との関連

つぎの判決は、客とキャバクラ女性との男女関係について、その内縁性に関心を示しており、単なる同棲ではない旨を強調している。別居期間もあったが、同棲期間や妊娠中絶のほか、いわゆる新婚生活の準備事情などから、内縁の成立を認めている。

[70] 東京地判平成25・2・18平成23年(ワ)351号動産返還請求事件／同5197号損害賠償請求事件 D1-Law.com判例体系

【事実】本件では、内縁の妻が夫の高価な動産類を住居から無断で持ち去ったことによる動産返還請求事件等の第1事件と妻が内縁の不当破棄による損害賠償を請求した第2事件がセットになっているが、内縁関係の成立と解消の経緯を中心として事実関係を整理・概説すれば、大略、つぎのようになる。キャバクラで勤務中のY女は、平成17年5月頃（当時20歳）、客のX男と知り合い、同年夏頃からXと交際して、Xは、平成17年10月、賃借したマンションでYとの同居生活を始めた。Yは、その後、約3年4か月間、Xとの同居を続け、その間、Xの子を2度妊娠したが、中絶した。Yは、平成21年2月頃、Xと別居してYの両親と同居するようになったが、Xは、Yとの同居を再開するため、平成21年6月、本件マンションを賃借してベッド一式とTV・オーディオ機器を購入し、XとYは、平成21年7月からXが強盗致傷罪で逮捕された平成22年5月11日まで、約10か月間、本件マンションで同居生活をした。Yは、Xとの同居再開直後に卵巣機能不全と診断された。Xは、逮捕後に実刑判決が確定し、現在受刑中である。Yは、Xの身柄拘束中の平成22年7月、Xの知らない男性を本件マンションに招き入れ、一方、Xは、知人を介してYに対し、平成22年8月、Yの生活費とYが経営する保育園の援助金として合計90万円を渡した。Yは、Xの拘留中に7回にわたりXと接見したが、最後の接見の日である平成22年9月1日直後にX所有のTV・オーディオ機器やベットなどの家具類を売却したのち、同月11日には自己の生活用品等も搬出して本件マンションから退去した。

【判旨】別居期間の短さ（5ヵ月）に比べた同居期間の長さ（4年2ヵ月）、同居を始める際にいずれも新居を調べ、別居後の同居再開時には新居に備えるベッドも新調したなどの事実から窺われる継続的な同居意思からすれば、XとYが、一時期の別居期間を含め、前後継続して夫婦同然の内縁関係にあったと認められる。Yは、その間、Xを2度妊娠・中絶させていたにもかかわらず、実刑判決まで受けて内縁関係を破綻させた責任がある。一方、Xは、勾留中もYの生活費等の援助をしていた。これらの事情を総合して、破棄責任の慰養料を金100万円とする。なお、Xの請求については、実質的な共有財産の半分とXの固有財産（高級家具・時計等）に相当する代償金（金258万円余）を賠償すべきである、と判示した。

（2）損害賠償請求事件との関連

内縁の妻（68歳）が人身被害をうけたことによる損害賠償請求事件で兼業主婦としての家事労働も含めて休業による損害額が賃金センサスにより算定されたところ、その内縁性についても判断されている。

〔71〕神戸地判平成29・12・13自保ジャーナル2017号67頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】X女（事故当時68歳）は、本件事故当時、清掃業務のパート従業員として稼働するとともに、平成7年ごろからA男と内縁関係となって生活を共にし、兼業主婦として家事労働にも従事していたこと、本件事故前3ヵ月のパート収入は合計23万余円であること（年収に換算すると94万余円）等の事実が認められる。XとAは、住民登録に係る住所地が異なるが、Xは、病院に入院するに当たっての緊急連絡先としてAを挙げているところ、その続柄を「同居友人」としていること、Xがこのような表現を使ったのは「内縁」という言葉が思いつかなかったためであることが認められる。

（3）その他の関連事例

（ア）インターネット時代の内縁 つぎの例では、男女がインターネット上で知り合った上で女性の実子とともに同居していたところ、そこでの生活費や教育費の返還をめぐる紛争が生じているが、内縁時代とそれ以前の婚姻予約当時との区別が一つの論点となっている。

〔72〕東京地判平成24・3・16平成22年(ワ)第41733号貸金返還請求事件TKC.Law. Lib.

【事実】X男とY女とは、平成17年4月ごろ、インターネットのサイトを通じて交際し、同年7月、Xは、結婚の申し入れをしたうえで、平成18年3月には、Yの実家に赴き、Yの母、長男C、長女Dを紹介された。この4月に、Cの大学進学という事情もあったも、X、YおよびC・Dとの共同生活は同年5月4日から開始し、事実婚の状態となった。ところが、平成22年2月の調停合意によって、双方の内縁関係は解消され、YはXの自宅から退去した。Xは、Yに対して共同生活開始直前の生活支援金および共同生活後のCとDの学費関連相当額など計310万円余の返還を請求した。

【判旨】XとYは、いずれも所得があったにもかかわらず、婚姻費用等の分担について明確な合意をしていない。遅くとも、XとYら家族が共同生活をするのが具体的になってきた平成18年3月ごろまでには、同人らは、事実上家族として共同生活することを合意し、これを前提に行動していた。そうであれば、平成18年3月以降にXが支出した学業関連費用等は、今後のあるいは当時の共同生活を円滑に進めるために必要な「贈与」として、または、内縁関係維持のために必要な費用の分担として、いずれもXが任意に支出したものというべきである。これに対し、生活支援名目の支出については、いまだ婚姻共同生活が具体的になる前の支出であり、上記のような必要費用の分担あるいは贈与とまでは認められないので、貸付けであったと認めるのが相当である（認容額43万円）。

本判決の推論と結論の相当性については、いかんとも判断し難いが、婚約段階と内縁段階とを区別して、Xの子の教育費は内縁段階での出捐であるので、それは内縁関係維持のための費用分担である（Xの負担）としたのに対して、生活支援費については、婚約段階のものであるから、貸付けになるという論理は、必ずしも明晰なものではなく、議論の余地が残されよう。判旨の論理を前提としても、Yにも所得があったので、所得に応じて相互に分担するという解決もあり得たからであり、そのほうが婚費分担規定（民760条）の趣旨にもそう結果となろう。また、貸付けとされた生活支援費は、将来の夫婦共同生活を予定・前提としたものである限りは、一種の好意贈与とも解し得なくはなからう。

遺憾ながら、XとYの内縁成立事情も内縁解消の理由も委細不分明であるので、事例的価値はさほど大きくはないが、「新しい男女関係」の例と

しては興味深いものがある。両者の年齢も資料からは分からないが、中高年齢であると推測して大過なからう。わずかに4年弱で内縁関係が解消しているものの、同居当時はCとDは大学生ないし大学進学準備中の者であり、Xがすぐにこれらと同居しているのは、Yらに対しても特別な感情があつてのことかもしれない。いずれにせよ、4月にインターネットで知り合つて7月に結婚の約束をしているのであり、双方の自己開示が不十分であつたことには間違いはない。

Xが金銭に厳格な性格で、いわゆる貸金につき、銀行の明細などの資料をもっていたところ、国民金融公庫からの借り入れを原資としてYが教育関連費等の立て替えを繰り返し求めていたという事実が真実とすれば、Yの態度に不信感を抱いていたというXの主張から判断して、このあたりに破綻の一要因があつたのかもしれない。Yが自己の年収の倍以上の経済力のあるXに経済的な支援を期待していたとしても、不思議ではなからう。

（イ）家族ぐるみのなかでの内縁　つぎの例では、内縁の夫が婚姻を望み、夫婦が婚姻届出書に署名捺印したものの、内縁の妻が夫の相続人との「もめごと」が嫌で入籍しなかったとされている。

〔73〕東京地判令和3・4・21平成30年(ワ)第25119号遺言無効確認等請求事件等
D1-Law.com判例体系

【事実・判旨】本件は、内縁の夫A（昭和5年生）が高齢の時に内妻Y（昭和15年）に多額の金員の遺贈・公正証書遺言をしたことから、Aの子・相続人Xが無効であると争つたが、遺言能力があるとされた事例である。Aの父とYの父とは親交があり、AとYの元夫は幼馴染で、Aの元妻BとYは幼稚園から高校まで先輩後輩の関係にあり、Yとその元夫との間の子はAの相続人Z（参加人）と小学校の同級生であつたことなどから、AとYは旧来から家族ぐるみの付き合いをしていた。AとYは、平成14年頃から交際を始め、遅くとも平成24年頃には、同居を開始し、平成25年12月頃、親交のあつた近くの夫妻が、婚姻届を持参してくれたことから、同夫妻を証人として、婚姻届にそれぞれ署名押印をしたが、提出することまではしなかった。Aは、Yの今後を心配し、平成28年3月、賃貸業などを目的とした会社を設立し、自身とYを同社の共同代表取締役としたが、平成29年2

月頃から、老人ホームに入所した。入所に当たって行われた初回アセスメントでは、Aは、Yを大事に思うと同時にYの持病（狭心症）を理解できず、何でも要求し、Yは強い介護負担を感じており、その結果、家を離れている、などとされている。Aは、これまでの労苦に報いるため、公証人に対し、配偶者になってもらいたいが、Yは参加人らと争いになるのが嫌で籍を入れようとしないので、遺贈をしてほしいというYの要望に応じ、本件遺言をする旨の説明をした。

（ウ）大学教授と僧侶との内縁関係 自動車の夫婦共有を認めた事例であるが、その前提として内縁関係の成否が論点となっている。

【74】東京地判令和3・3・30平成31年(ワ)8156号自動車引渡請求事件等D1-Law.com判例体系

【事実・判旨】X女（大学教授）とY男（僧侶）とは内縁関係中に本件自動車を購入したが、当時Y名義ではローンを組みなかったので、X名義になっているところ、関係の解消後に、Xがその返還を求めた。Xは内縁関係の成立を争ったが、判旨は、つぎのように説示して、内縁の成立を認めた。住民票では未届の妻という続柄で届出をしていること、XとYのそれぞれの親族や友人知人との付き合い方に加え、Xは、Yから不定期で現金を渡され、自由にしてよいと言われていたが、二人のものであると認識し、自動車の経費と家賃に使用した残りは貯金をして、タイムシェアの別荘購入費用、自動車の購入費用の頭金、新居への引越費用、家具購入費用、賃貸マンションの明渡しの際の引越費用、その他数回にわたる二人での海外旅行費用等に使用していた。経済的にも両者は夫婦に類似した状況にあったものと認められることなどに鑑みれば、平成24年4月頃から平成29年11月頃まで、XとYとが内縁関係にあったと認められる。そうすると、両者が内縁関係にある間に本件自動車を、XとYとの夫婦類似の共有財産である貯金から支出して購入したものと認められ、その所有関係についても、夫婦類似の共有財産であると解するのが相当である。

（エ）韓国人同士の内縁関係 つぎは、双方が在日韓国人の内縁夫婦で妻が婚姻届出を懇請していたにもかかわらず夫が協力しないことから、妻が無断で届け出たので無効となったが、夫による「追認」が認められた事例である。その間の事実婚が興味深い。

【75】大阪高判平成28・11・18判時2329号45頁（婚姻無効確認請求事件）

【事実】A男は、Xらの母と婚姻したが、昭和58年に離婚し、Y女は、遅くとも平成4年ごろからAと内縁関係になり、同居して家事全般を担った。平成9年には、AとYの各外国人登録原票には、それぞれYとAが「同居人」として登録されていたので、Yは、Aに婚姻届を出すよう求めたが、言を左右にして応じなかった。本件婚姻届は、Aが脳梗塞のため入院中の平成10年1月19日に提出された。AとYとは、本件届出に先立つ平成6年から平成14年にかけて度々Aの親族方を訪れたり、Aの親族の結婚式に出たりしたほか、韓国に旅行して、寺院を参拝したり、韓国在住のAの親族や墓所を訪れたり、親族の行事に出席したりするなどした。Aは、会社を設立してその代表取締役役に就任し、Xらが取締役に、Yが監査役にそれぞれ就任したが、平成16年ごろから体調を崩し、YはAの看護など身の回りの世話をしていた。やがて、XらとYとの間で、婚姻届につき争いが生じ、Xらは、病院からAを連れ出し、その居所を秘匿した。Yは、平成24年6月、Aを相手方として離婚調停、婚姻費用分担調停の申立てをし、これに対し、A側は本件婚姻は無効であり、Yとの内縁関係を解消するとの調停を求めるなどと主張したが、Aが平成25年3月に死亡したため、同調停は終了した。

【判旨】Yが従前からAに対して入籍を求めているが、Aは言を左右にして応じていなかったことのほか、本件婚姻届にはAの自筆部分は全く存在しないし、記載内容に不自然な点があることなどから、Aの意思によって作成されものとはいえない。しかし、Aは、本件届出後も従前とかわらずYと同居生活を送り、親族や第三者との関係でもYを妻として遇しており、少なくとも事実婚としての婚姻の意思があったことなどから、本件届出を追認したものと認められる（なお、最決平成29・5・17平成(オ)第436号婚姻無効確認請求事件D1Law.com判例体系は、上告棄却、上告受理申立不受理とした）。

（オ）「同居人」感覚の内縁 挙式同棲後も内縁の妻が従前の他男との情交関係を継続していた事例であるが、妻が夫を「単なる同居人」であるとの反論をしている。

[76] 東京地判平成30・2・28平成25年(ワ)33390号損害賠償請求事件等D1-Law.com判例体系

【事実】X男（昭和39年生）とY₁女（昭和50年生）は、平成22年4月頃、結婚相談所において知り合い、1年ほどの交際後、平成23年6月までに婚約し、双方の

親に互に挨拶をすませて、Xは婚約指輪を購入した。XとY₁は、平成24年3月27日に、親族も列席のうえ結婚式を挙げて、Xが購入した新居のマンションで、平成24年8月から、同居を開始した。ところが、Xは、Y₁が性関係を拒み、さらに、婚約前からY₂男やY₃男と継続的に男女関係にあることを知ったので、平成25年8月に同居を解消した。Xは、Y₁に対し貞操義務を遵守する意思がないにもかかわらず婚約ないし内縁関係を成立させたとして、不法行為責任を追及するとともに、Y₂らに対してもY₁との不貞行為による共同不法行為責任を追及した。Y₁は、Xとの関係は「単なる同居人」であったとする認識のもとに、内縁関係の成立やY₂らとの不貞行為の有無などを争った。判旨は、「婚姻意思をもって挙式し同居したことは明らかであり、婚姻の事実が社会的・対外的に表明された、親族同道の某所での挙式をもって内縁関係が成立したと認められる」とした。具体的な損害については、Xは挙式や新居購入のための経済的出捐をし、また、他の女性との交際や結婚の機会を一定期間失ったことから、慰藉料金300万円のほか、婚約・結婚関連経費や新居関連経費などの財産損害の賠償を認容した。ただし、Y₂らはY₁が結婚した事実を認識していなかったし、またそのことにつき過失がなかった、とした。

(二) 内縁否定事例

(1) 男女関係破棄事例との関連

(ア) 長期間の同棲関係 約9年3か月間にわたり同居していたが、内縁の成立が否定されている。婚姻届出をしなかった事情がかなり重視されている点に注目させられる。

[77] 東京地判平成28・7・13判タ1438号20頁（慰謝料請求控訴事件）

【事実】X男（昭和49年生）とY女（昭和41年生）とは平成14年3月頃、お互い路上で音楽活動をしている際に知り合い、同年6月頃から、Xの母親が所有するマンションにおいて同居を開始し、同年7月頃、婚約予約をした。Xは、Yと同居期間中にYの不貞行為を疑い、薬物などの過剰摂取により救急車で搬送されたことがあった。Yは、Xから、一人暮らして一度苦勞を味わってみろ、などと言われたことから、平成23年9月頃、YはXとの別居を開始した。XとYは、別居後も連絡を取り合い、一緒に飲みに行ったり、相手の家を訪れたりしたこともあった。Xは、平成25年2月25日、Yに対し、「もう、俺が誰と付き合おうとも関係ないだ

ろ？」とのメールを送り、同年10月21日、Yの出演するライブの会場でYを連れ出そうとしたためトラブルとなり、その後、YはXとの関係を絶った。Xは、平成26年2月21日、Yに対し、結婚の諾否のメールを送ったところ、Yは否定する旨のメールを返信した。Xは、内縁破棄の不法行為責任ないし婚姻予約不履行責任を追及したが、原審（東京簡判平成26年（ハ）第35361号）で敗訴したので、控訴した。

【判旨】（控訴棄却）婚姻予約により同居（同棲）していたからといって、内縁が常に成立するわけではない。内縁（事実婚）とは、当事者間に社会観念上夫婦共同生活と認められるような関係を成立させようとする合意（主観的要件）とその趣意の共同生活の事実（客観的要件）はあるが、婚姻届の出されていない男女関係を指すというべきであるが、本件では、「X及びYが婚姻届を提出しなかった又はできなかった理由は特段うかがわれず」、上記のような合意があったものとは認め難い。ただし、同居期間が9年以上に及んでいること等に鑑み、当事者双方とも「内縁関係」にあった旨主張しているものと解されるから、以下では、「内縁関係」にあったものとして論ずることとするが、その実態は、上記のようなものであったことは考えておく必要がある。内縁破棄による不法行為責任については、「内縁関係を解消した動機、方法等が社会通念上不当な場合に限られると解すべきである」ところ、上記の事実のほか、XとYの別居期間は約2年間と長期間に及んでおり、その間、再び同居するなどの将来に向けた話し合いが行われた形跡が見受けられないことに鑑みれば、XとYの内縁関係は、両者が別居を開始した平成23年9月頃には、実質的に解消されていたというべきであり、Yが内縁関係の終了を伝えた行為は、その動機、方法等が社会通念上不当なものであったとは認められない。他方、婚姻予約の不当破棄については、婚姻予約とは一般の契約と異なり、当事者の義務の内容は結婚の成立に向けて誠実に努力するという道義的色彩の強いものであり、正当な理由のない破棄の場合に限り、責任を問われるものであるが、本件では、正当な理由がないとは認めるに足りない。

（イ）挙式も婚約指輪の交換もない男女関係 つぎの例では、男性が、女性の会社の事務を手伝うとともに、その間は同棲していたところ、女性が一方的に関係を解消したので、雇用関係に基づく賃金の支払いと内縁の不当破棄による損害賠償を請求した。雇用関係は否定され、内縁関係の成立も否定されたが、後者についてのみ取り上げてみよう。

[78] 東京地判令和3・5・24令和1年(ワ)31642号未払賃金等請求事件D1-Law.com判例体系

【事実・判旨】 X男は、スナックのホステスY女と知り合って、平成30年8月ごろから令和元年9月25日まで同棲し、その間XはY経営の会社の仕事を手伝っていた。Xは、Yに対して賃金を請求する期間において、Yと同棲し、その多くの家賃及び光熱費全額をYが負担するなど生計を共にするところがあったことなどから、内縁関係が成立していたと主張して内縁関係解消による慰謝料等を求めた。判旨はつぎのように説示して内縁関係の成立を否定した。婚姻に至る前に男女が同棲することや、同棲に伴って生計を共にする面が相応に存することも珍しくないというべきであるから、これらの点から内縁関係が認められることには直ちにない。そして、Xは同棲時に来訪するYの母親及び子に対して結婚する挨拶をしていないこと、結婚式・結婚披露宴を実施しておらず結婚指輪や婚約指輪を授受したこともない。

(2) 死亡退職金請求事例との関連

下記の例では、いわゆる「パートナーとしての男女関係」が問題となっており、女性が交際相手の「死亡退職金」を請求したという社会保障給付関連の事案であるが、通常内縁ケースであり、内縁性の判断には民法レベルでも参考となるものがあるほか、前掲の最高裁「パートナー事件」の影響を受けているようにも思われるので、ここで取り上げることとした。

[79] 東京地判平成23・4・28労働判例1037号91頁（退職金請求事件）

【事実】 詳細な事実認定がなされているが、大略、つぎのようになる。X女とA男は、平成10年ごろから交際するようになり、平成13年2月に、Xが前年6月に購入したウェディングドレスを、Aはタキシードを着用しての記念写真を撮影した。Xは、遅くとも平成14年7月ごろには、自分に対する請求書の送付先をAの自宅宛にしていた。また、Aの兄は、平成15年7月、Aの自宅を訪問した際、AからXを交際相手として紹介されたり、Aの母B（補助参加人）は、Aが出張中の同月29日、Aの自宅にいたXと会った。Aは、平成18年5月と平成20年12月に、それぞれXが就職先の各会社に提出する身元保証書の「本人との続柄」欄に「夫（内縁）」と記載し、Xは、会社に対し、自分の現住所又は居所としてAの自宅の住所を届け出ていた。また、Xは、平成18年6月、Aと共にAの両親の自宅を訪問したし、X・

Aは、平成20年10月、双方の両親を交えて会食した。Xは、Aが帰省する際、4、5回、手作りパン等をAに持参させたりしたほか、Bに対し、一度、ストールを贈るなどし、Bは、平成21年9月ごろ、Aの自宅に宛てて、Xに対して礼状を郵送した。Xは、平成21年11月4日、Aの自宅において、Aが死亡しているのを最初に発見し、「同居者」としてAの死亡届を提出した上、「同居人」として死体火葬許可証の申請をした。Xは、平成21年11月、Aの通夜と告別式に参列し、告別式において、Aの家族の席の次の席に着席し、告別式が終了した後、Aの遺影を持って火葬場に向かった。また、Xは、同月22日、大学主催のお別れ会において、あいさつをした。Aは、平成20年6月26日の電子メールの中で、Xについて「数年前から一緒に暮らしているパートナー」と表現し、平成21年2月ごろに知人に対しても、Xを「パートナー」と呼称していた。Aの教え子等の中には、Aの死亡後、XをAの「パートナー」又は「奥様」と呼んでいる者もいた。その一方で、次のような事実もあった。X・Aは、それぞれ仕事を持ち、生計を異にしていた。Xは、別にマンションを所有し、同所に住民票上の住所を指定しており、名刺や年賀状の住所としては住民票上の住所を記載していた。なお、Xが平成21年にAの家族に対して郵送した年賀状の差出人は、X・A連名ではなく、Xの単名であった。Aは、自宅の居室を賃借するに当たり、Aの父（補助参加人）を連帯保証人としており、賃貸人及び仲介人に対しては、Xを同居人として申告していなかったし、その賃料は、Aが支払っていた。Aの家族はAから、平成12年ごろに交際相手がいることを初めて聞いたが、その後は一貫してXとの婚姻の意思はないと聞いていた。Aと家族との関係は良好であり、親密な付き合いがあった上、Aの生前において、その関係が特段陰悪であったわけでもなかったが、Aの家族は、前記の結婚の写真撮影などを含め、その交際の実態をほとんど知らなかった。なお、XとAとが結納を交わしたり、結婚式又は披露宴を挙行したり、周囲に結婚の事実を通知したりしたことはなかった。

【判旨】Aの生前において、補助参加人らは、前記会食の際を含めて、数回、Xと会ったことがあるにすぎず、Aの兄も、1回、Xと会ったのみであった。また、X・Aの両親とは、前記会食の際に初めて顔を合わせたものであり、年賀状のやり取りも精々1、2回あったにすぎず、関係は疎遠であった。Aは、平成20年6月の電子メールの中で、自らが独身である旨を述べているし、Aの職場の同僚は、XをAの内縁の妻とは認識していなかった。Aの葬儀においては、Xではなく、Aの父が喪主を務めた。それゆえ、XとAとは、親密な交際をしていたことがうかがわれるものの、その交際の実態は必ずしも明らかにされているということでは

きないところ、これに上記の事実関係を併せ考慮した場合、XとAとは「内縁関係」にあったと認めるに足りない。さらに、敷衍すれば、前記の写真撮影に至る経緯は必ずしも明らかでないし、Aは、当該写真撮影の事実を補助参加人らの親族にも明らかにしておらず、その前後において、「結納を交わしたり、結婚式又は披露宴を挙行したり、親族等に結婚の通知をしたりした事実もない」から、かかる写真撮影の事実があるからといって、直ちに内縁関係まで推認することはできないし、上記の事実から、そもそもX・Aとの「同居の事実」を認定することはできない。また、Xを「パートナー」と紹介していた事実についても、確かに「パートナー」の意義には「配偶者」との意味も含まれるが、もとより「パートナー」という言葉は多義的なものであり、我が国において「配偶者」を「パートナー」と呼称するのは必ずしも一般的ではないから、これをもって直ちにAがXを「内縁の妻」として遇していたということとはできない。さらに、Aが親族や知人には自らが独身である旨述べていたことに照らすと、Aには「夫婦としての共同生活と認められる事実関係を成立させようとする意思」があったとまでは認められないし、Xも、A死亡時において、Aの「同居者」と表示して諸手続をして端的にAの「妻」とか「同居の親族」とは表示しておらず、Xにも「夫婦としての共同生活と認められる事実関係を成立させようとする意思」があったといえるか甚だ疑問である。

本判決は、内縁の認定にあたって、XとY大学が主張した種々の事実を精査しているが、とくにAが独身であることを周囲に表明していたこと、同居していないこと、生計が別であったこと、さらにXとAの両親との関係が疎遠であったことなどから、AがXとの結婚写真をとったり、「パートナー」として紹介していた事実があったにもかかわらず、結局のところ、「夫婦として共同生活をいとなむ意思」が双方にはなかったとした。

(三) 内縁否定例と婚約関係等

内縁の不当破棄事例では、婚約の不履行も主張されることが珍しくはない（前掲[77]東京地判平成28・7・13）。そうした法技術的な面の重要性もさることながら、ここでは、種々の曖昧な男女関係それ自体に焦点を当てながら、内縁でも婚約でもないとされたり、婚約のみが認められたり、さらには婚約すら否定されたりする例など、いくつか興味深い例を取り上

げてみよう。

（ア）内縁否定・婚姻予約成立事例

つぎの例では、婚姻予約の成立が認められたが、4年弱にわたり「夫婦同然の同棲」をしていたものの、内縁関係の成立は否定されている。内縁関係の成否については、かなり厳格な判断をしているのが興味深いので、やや詳しく紹介しておこう。

〔80〕東京地判平成28・3・25平成26年(ワ)第33469号慰謝料請求事件、第24922号損害賠償請求事件 D1-Law.com判例体系

【事実】X女（昭和55年生）とY男（昭和56年生）は、平成13年1月から交際を始め、翌年にはそれぞれの両親にも挨拶した仲となり、平成18年2月から、Xの両親の了解を得て同棲するようになった。Xは、平成19年11月には、Yの姉の結婚式に参加するなど、Yの親族とも交流した。しかし、Yは平成22年2月ごろ中国に長期出張するなどし、他方で、Xは都内で一人暮らしを始めた。その後、Xは、平成22年6月、メールでYの浮気を指摘するなどの問題も生じたが、X・Yは、平成22年10月以降、国内や海外で旅行したほか、Yは、平成23年10月、Xの友人の結婚式にも出席し、翌年4月の旅行中にYはプロポーズをした。ところが、Yは、平成25年1月、Xに対し、関係を絶つ旨のメールを送信した。Xは、平成25年3月から翌年3月にかけて、Yに対し、「会いたいです。」などとする多数のメールを送信した上、Yの母親にも連絡をとるなどしたが、Yは平成26年5月に別の女性と婚姻した。一方、Xも本訴提起後の平成27年9月に他男と婚姻した。

【判旨】XとYが、平成18年2月から平成22年1月ごろまで同棲し、同居することにより両親の同意があり、同居に伴って金銭面で一体となる面が生じていたとしても、その関係が直ちに法的に保護される関係になるものではない。たしかに、XがYの親族の結婚式に参加するなど、単なる同棲相手とはいえない面を有していたものの「断る理由も特になかった」とのことから結婚式に参加し、親族紹介の場において、Yの「友人」として紹介されており、親族とは一線を画す立場でもあった。そうすると、「XY間において、婚姻予約として保護される事実上の夫婦関係にせよ、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合という意味での婚姻に準ずる関係にせよ、法的に保護されるべき内縁関係があったということとはできない」。もっとも、Yのプロポーズは指輪の交付や婚姻準備の具体的な進展を伴うものではないが、両者は両親への挨拶を始め、婚姻に向けた準備を前提にしていたうえ、10年以上の交際期間のほか、当時のXとYの年齢（いずれも30歳超え）から、結婚

を真剣に検討していた時期にあったことなどの事情を考慮すれば、法的保護に値する確実な合意としての婚姻予約が成立したものとみるのが相当である（慰藉料金80万円）。

（イ）内縁・婚約否定事例

（a）両親に婚姻の挨拶未了の男女関係 下記の例では、女性と同居していた男性が無断で婚姻届をすませたほか、女性の携帯を隠匿したとして、女性が提訴したが、男性も不当破棄による慰藉料を請求（反訴）している。当初は婚姻を前提として同棲していたものの、双方の両親に正式な婚姻の挨拶などもなく、そもそも男性は女性の両親とは面識がなかったことなどから、婚約も内縁も認められなかった。

[81] 東京地判平成28・3・28損害賠償請求事件／損害賠償請求反訴事件D1-Law.com判例体系

【事実】X女（昭和61年生）は、Y男（昭和54年生）と、平成22年夏頃に交際を始めた。当時、Yは婚姻しており（平成19年婚姻）、その後、平成24年9月14日、離婚している。Yは、平成25年1月4日Xとの婚姻届を提出した。XとYは、本件婚姻届が提出された当時、都内のマンションで同居していたが、同居は平成25年1月11日をもって解消された。Xは、本件婚姻届出が無効であるとの判決（東京高判平成26・8・21）を得て、同判決は確定した。そこで、Xは、そのことに起因する損害賠償を求めたが、Yも、Xの不貞行為によって婚約ないし内縁関係が侵害されたことによる損害賠償を反訴請求した。X・Yの関係成立の経緯については、つぎのように認定されている。X・Yが交際を始めた後まもなく、Xが平成22年7月に借りた都内のマンションにYが寝泊まりする形で同棲を始めた。Xは、交際当初から、「年内に結婚しようね」と記載したメールをYに送るなどしており、両者は、将来婚姻することを意識した交際をしていた。Xの誕生日を翌日に控えた同年10月26日、高級ホテルの部屋で、Xが用意した婚姻届の用紙の所定欄に互いに記入をし、本件婚姻届を作成した。Yは、当時婚姻していたが、そのことをXには告げずに、本件婚姻届書の「初婚」欄に印を付けた。本件婚姻届は、その後平成25年1月4日まで提出されることはなかった。X・Yは、その後も交際を続け、平成23年10月に都内のマンションに引っ越した。しかし、本件婚姻届が提出されるまでの間において、XとYは、双方の両親や親族に対して正式に婚

姻の挨拶をしたことはなく、そもそも、Xは、Yの両親と全く面識がなかった。また、X・Yは、結婚指輪を購入することもなかった。Xは、平成24年11月7日から同月10日にかけて、A男と旅行に行き温泉旅館に泊まった。Xは、平成24年12月9日、X所有に係る本件携帯電話を紛失したが、本件携帯電話には、XがAと行った旅行先で撮った写真等が保存されていた。Yは、本件婚姻届を提出したことをXに告げず、平成25年1月7日、Aに対して、婚約関係にあったXとの円満な生活が破壊されたとして、不法行為責任を追及した（別件訴訟）。Xは、平成25年1月11日、Yに黙って自宅マンションを出て、Yとの同居を解消した。一方、Yも転居してXに対して引越先の住所を教えなかった。Xは、平成25年1月12日、母から婚姻届が提出されたとの通知があった旨の連絡を受け、このとき初めて本件婚姻届が提出されたことを知ったので、同年2月7日Yを相手方として、本件婚姻の無効確認の調停を申し立てた。Yは、平成25年9月10日頃、別件訴訟において、本件携帯電話に保存されていた、XとAが旅行に行った際に撮ったXの入浴中の写真を証拠として提出した。Xは、訴訟代理人を通じて、Yに対し、本件携帯電話の返還を求めた。しかし、Yは、別件訴訟中は本件携帯電話を返還できないとして、本件携帯電話内のデータをコピーしたCD-Rを交付したが、一部分は削除されていた。

【判旨】「Xは、Yと将来婚姻することを前提に、夫婦となる意思で本件婚姻届を作成したものと認められる」。もっとも、前記認定事実のとおり、Yは、当時Xとは別の女性と婚姻していたが、そのことをXに告げておらず、また、また離婚後に改めて夫婦となる意思を確認したとの事実も認められないので、届出時の婚姻意思に欠けるところはないと推認することはできない。その上で、双方の両親や親族に対して正式に婚姻の挨拶をしたことはなく、婚姻届につき、YはXと具体的な提出日時や方法について相談したことはなかったことなどのほか、前記の事実も、「Xが本件婚姻届の提出時においてYと夫婦となろうとする意思を有していたとすれば、極めて不自然・不合理な事情といわなければならない」。また、Yは、本件婚姻届を提出してからわずか3日後の同年1月7日、Aとの性的関係によりXとの間の円満な生活が破壊されたとして、別件訴訟を提起しているが、このことからすると、Y自身、本件婚姻届の提出時においてXと夫婦となろうとする意思を有していたかは疑わしい。なるほど、X作成名義のメールには、入籍を承諾するような趣旨の記載があるものの、X自身が作成したことにつき疑念があるほか、メールの内容と本件婚姻届提出後のXの行動が余りにかけ離れたものである

ことに鑑みると、上記メールによってはYによる本件婚姻届の提出がXに無断でされたものとの推認を覆すことはできない（慰藉料金150万円）。なお、Yが携帯電話を返却しなかったことについても、一部データを削除し、返還請求を受けて9ヵ月後に返却した事情などからプライバシー権侵害の不法行為が成立する（慰藉料金20万円）。

Yの反訴請求については、つぎのように説示した。X・Yは、平成22年夏頃から同棲を始め、交際当初から、将来婚姻することを意識した交際をしていたことが認められるが、一方、双方の両親や親族に対して正式に婚姻の挨拶をしたことはなく、そもそも、XはYの両親と全く面識がなかったことが認められ、婚姻に向けて相談をしたり、その準備をしたりしていた事実は認められないから、婚約関係にあったとは認められない。また、X・Yが「夫婦として社会生活を営む実体があったとは認められない」ので「内縁関係にあったとも認められない」。

(b)婚約でも内縁でもない「同棲」

つぎの例では、男性が第三者に対し婚約・内縁の継続中または婚姻後に妻と不貞行為に及んでいたと称して慰藉料金4千万円を請求したが、一時同棲をしていたものの、婚約も内縁も成立していない、とされている。

〔82〕東京地判平成30・2・22平成27年(ワ)37478号損害賠償請求事件D1-Law.com判例体系

【事実・判旨】X男とA女とは、平成26年4月15日、結婚した。Y男は、平成24年3月頃から少なくとも平成26年2月頃までの間、Aと交際し、肉体関係を持っていた。なお、Yには、Aとの交際当時、妻子があった。Aは、平成27年1月21日以降Xと別居して、同年3月に離婚を求める調停を申し立てた。Xは、平成23年7月頃以降Aと同居し同年11月頃、親族と食事会を開催して婚約披露をしたと主張したが、判旨は、そこから2年5か月が経過した平成26年4月15日になって入籍していること、YとAとの関係がXに判明したという同年2月の時点においてすら、具体的な婚姻の日取りは決まっていなかったこと、Xは平成20年5月以降都内に住民票があり、AはXと結婚するまでの間、茨城県内に住民票があったことが認められ、これらの事実を照らすと、法的保護に値するような婚約又は同棲の状況があったとは認め難い、とした。また、Yは、平成24年4月頃から、Aと交際するようになった事実はあるが、判旨は、双方のメールのやりとりなど詳細

に認定したうえで、YがXとの婚約や内縁関係を認識していたと認めるに足りる証拠はないし、また、婚姻後には、Yが今後は会わない約束と結婚を祝福する旨のメールをAに返信しているので、YがAと不貞関係にあったという事実もないとして、Xの請求を棄却した。

本判旨によれば、婚約の成立には、将来の婚姻が予定されるはずであるが、本件のX・Aには、婚約時には結婚の日取りの取り決めなどの事情がみられなかったことを重視している。そうした取り決めがなされるのが普通であるからであろう。Xは親族に婚約の披露をしたなどと主張したが、その事実はないとされているので、これを前提とすれば、判旨の推論には、それなりの合理性があろう。XとAは婚姻前に同棲していたようであるが、法的保護に値するような関係ではないとされている。単なる同棲と婚約・内縁関係を明確に区別しているわけであり、その点では注目に値する。

ともあれ、Aが婚姻する直前まで、Yと継続的な情交関係をもっていたというのだから、今日の男女関係の多様性を見る思いがするが、そうした乱倫的な男女関係そのものは戦前のような婚姻習俗が厳格に維持されていた時代でも見られるので、それだけに本判旨のように婚約ないし内縁関係を厳格に理解する立場に共感を覚えるのは、私だけであろうか。

（ウ）婚約否定事例

（a）婚約証明書と婚姻届書を作成した男女関係　つぎの例では、この種の男女関係で一方が他と性的関係を持ったので裁判沙汰になったが、特殊事情から婚約が否定されている。

〔83〕東京地判令和2・8・20令和1年(レ)621号損害賠償請求控訴事件D1-Law.com判例体系

【事実】Yと発達障害のあるAとが交際を断絶した後に、AはXと交際したので、平成28年11月頃、Aの両親は心配してXに対し交際をやめるように求めた。しかし、XはAの症状を知っていたが、平成28年12月5日から同棲を始め、同月20日に平成30年12月30日までに婚姻の届出をする旨の婚約証明書を作成した。さらに両者

署名捺印のある婚姻届書を作成した。ところが平成29年1月から3月にかけて、AがYと関係をもち、Aの両親は、平成29年3月14日、Aを実家へ連れ帰るとともに、弁護士を介してXとの関係を解消した。Xは、Aに対して提訴したところ、Aが50万円を支払うことで訴訟上の和解が成立した。一方、XはYに対して婚約の存在を知りながら性交渉を持ったとして不法行為責任を問うた。しかし、判旨はつぎのよう説示して、Xの請求を排斥した。

【判旨】婚約は、将来の結婚を約束する合意によって成立し、以後、婚姻関係の形成に向けてその準備を始めるものであるから、婚約の当事者は、互いの期待に背かないよう、合意を尊重し、行動すべき義務（貞操義務を含む。）を負う。もっとも、既に婚姻関係に準じる内縁関係になっている場合は別として（この場合には、当事者の一方と性交渉を持った第三者は、不貞行為を行ったものとして共同不法行為責任を負う。）、直ちに婚姻関係と同様の保護を受けうるとはいえず、婚約の合意の効果が直ちに第三者に及ぶものではない。婚約当事者間の合意に基づく貞操義務を婚約当事者が守るかどうかは、主として本人の意志にかかっているものというべきであって、婚約当事者との間で性交渉を持った第三者が不法行為責任を負うのは、当該第三者が、社会的相当性を欠く不当な方法で婚約当事者の一方に干渉して性行為に及んだ場合など、特段の事情がある場合に限られるべきである。本件では、XとAは、婚約に当たって婚約証明書を作成するというのは一般的ではなく、むしろ、Aの両親から交際について反対されていたことからすると、婚約証明書は、Aの両親に向けて、XとAの交際や同棲がAの意思に反するものではないことを示すためのものに過ぎないと考えられ、真実将来の婚姻までを約束したことを証明するものとは認められない。婚姻届書についても、婚姻届を提出するのに法的な障害はないにもかかわらず提出していないことからすると、婚約証明書と同趣旨のものに過ぎない。

(b)婚約儀礼等のない男女関係 下記判決は、性的関係があったものの婚約儀礼等のほか婚姻の段取りにつき具体的な話し合いもなされていない事案で、婚約の成立を否定した。

〔84〕東京地判平成26・7・25平成25年(ワ)第18889号損害賠償請求事件TSK.Law Iib.

【事実】未婚のX男（昭和57年生）は、未婚のY女（昭和57年生）と平成14年頃に

知合い、平成20年頃に数回性的関係を持ち、平成23年6月頃から継続的に交際するようになった。月2回程度、Yが土曜の深夜にXの住居を訪ねて、翌日のXの出勤時に帰るという形で会っていた。Xは、平成23年8月、Yを誘って明治神宮に参拝した際にプロポーズしたところ、Yも肯定的な回答をした。もっとも、Xはカードローン等の負債を抱えていて金がなかったこともあって、すぐに結婚するという話にはならず、Xが婚姻届出の時期を平成24年のYの誕生日とすることを提案したほかには、双方の両親への挨拶、挙式、婚姻の届出、同居の開始等の段取りについて、両者間で具体的な相談がされるには至らなかった。Xは、平成24年1月3日の夕方、Xの母が経営する小料理店にYを連れて行き、Xの弟妹及びその交際相手と同席して会食した。Xは、平成24年2月以降、本件賃借住居に転居・居住した。Yは、Xの転居後、本件居室で用いる調理用具や寝具を購入し、本件居室に何度か寝泊まりしたが、同居はしなかった。Yは、Xとの交際当初はXといずれ婚姻したいという気持ちでいたものの、Xがカードローン等の負債を抱えていたことなどから、将来が不安になり、Xの生活態度にも問題を感じ、Xとの交際を続けることでよいのか悩むようになり、Xに会ったり電話したりする回数が減っていった。そのような中で、Yは、平成24年5月に知合のA男と性的関係を持ち、同年6月Xも、Yの保存メールの内容から、この事実を知った。その後、Xから別れを告げて交際をやめた。

【判旨】XとYは「いずれ婚姻することを前提として交際していたものの、結婚式、婚姻の届出又は同居の開始をいつ、どのような形で行うか具体的に取り決めるには至っていない段階にあったものであって、XとYとの間で、互いに婚姻の約束を履行する義務が生ずる程度に確定的な意味において婚約が成立するに至っていたとは認められない」。

(c)女性の支援のなかでの男女関係 つぎの例では、同棲していなかったが、かなり親密な関係のもとで女性が男性に経済的援助をしながら肉体関係を継続して、いわば夫婦同然の協力関係にあったものの、婚約の成立が否定されている。

〔85〕東京地判令和1・6・28平成30(ワ)11090号損害賠償請求事件D1-Law.com判例体系

【事実】離婚歴のあるX女（昭和43年生）は、平成25年当時、平成15年12月頃に子

どもが重度自閉症になったことなどが原因で双極性感情障害の診断を受け、内服治療を継続していた。Y男（昭和44年生）も平成22年頃に離婚したが、離婚後も、子のAとBが近くで生活をしていたので、父子の交流が続いていた。XとYはインターネットの出会い系サイトを通じて知り合い、平成25年11月頃には交際が始まって半年経過した頃にYがY宅の合鍵をXに渡したことから、週末を一緒に過ごすなど親密な関係になっていた。Yは、転職（運転指導員）の準備のため退職した平成26年8月以降、再びトラック運転手として稼働を始めた平成28年6月頃までの間、Xから住宅ローンの支払や生活費の相当分の援助などを受けたほか、両者は交際期間中に肉体関係を継続していた。Xは、Yの母に対して「もう子供を授かる年齢ではありませんので、入籍までは考えておりません。」などのメールを送信する一方で、A・Bとも交流をもち、進学などの相談にのったりしていたほか、Aに対してはロードバイクを購入したり、ドライブへ行ったり、Aの入学祝いに旅行に連れて行ったりなどして、親交を深めていた。ところが、Yはかねてより同僚C女との交流があったところ、Xは、平成29年5月15、6日頃、Y宅に置いてあった指輪（同指輪にはC to Yなどと彫られている。）を発見した直後に、Xが支援した経済的なものの返還を求めるなどしたことから、関係が破綻した。

【判旨】Xが婚約の存在を裏付けるとして提出する電子メールの文言は、いずれも婚姻の予約の存在を明確に裏付けるものではないし、また、指輪購入の事実についても、交際中の恋人同士間でも行われることがある。むしろ、Xは、Yの母に対し、婚姻をする意思がない旨の電子メールを送付している。また、Yは、Xとは、A・Bの年齢等を考慮して婚姻を前提とした交際をしない旨をXに伝えていたとの供述は、同電子メールの内容にも適合する。上記電子メールが送付された後（平成28年以降）には、Xの精神病の状態も亢進していたことも相まってXも婚姻を前提としない交際であったことを認識していたものといえる。このような事情からすれば、Yは、Xに合鍵を渡してはいたものの、未だ同居生活が開始されていたとは認められず、また、Yに対する経済的援助のみが原因でその精神病を発病したともいえないのであるから、Yに対する経済的援助が相当期間にわたり実施され、その総額も相応の金額に上っていたことを考慮しても、Xには、婚姻の成立に向けた合理的期待が形成されていたとはいえないし、実質的に婚姻関係がある男女と同等の法的保護を与える程度の関係にまで至っていたものと認めることもできない。

本判決は微妙な判断をしているように思われる。とくに当事者ことに男

性の婚姻意思を重視しているようであるが、婚姻意思は社会通念によって判断されるものであり、自然的意思とは異なる。また、XとYが子供のことなどから入籍に消極的ではあったとしても、そのことと婚約や内縁の成立とは法的には区別して考える必要がある。客観的にみて当該関係が婚姻を前提としたものと評価しうるかを軸として判断されるべきであろう。このような観点にたてば、XがYの希望した転職の希望を経済的に支えてきたことは、判旨がいうほど軽々には扱えないであろう。一体だれが婚姻類似の関係の形成をのぞまないまま、こうした支援ができれば。まさしく夫婦一体としての行動である。また、XがA・Bとの親密な関係を形成してきたのは、何故か。判旨は「家族の情愛」に留意すべきであった。

(d)その他の関連事例（半同棲の男女関係） つぎの男女関係の委細は不分明であるものの、内縁ではないが、半同棲のような状態にあり、男性が金銭問題にだらしないうことなどから、関係が解消したものと推測される。

〔86〕東京地判平成30・1・30平成28年(ワ)第34510号D1-Law.com判例体系

【事実・判旨】XはY女に対して貸金の返還を請求したところ、判旨は、YはA男が無断で印鑑等を悪用して契約したとして、Xの請求を棄却したが、Y・Aなど当事者間の関係は、つぎのように認定されている。YとAは、平成19年頃から交際を開始し、Aが週2、3回Yの自宅へ来るなどして交際を継続した。交際開始後半年頃には、AはY宅の鍵を持つようになり、その後、平成22年頃から、Yは、Aに頼まれて金を貸すようになったが返済はされず、他にもAから借金の保証人になることを頼まれるなどしてAに対する信頼を失っていったが、借金の回収を図ることも考え、交際を継続していた。他方、Xは、内装業に従事し、会社を営んでいたところ、平成25年5月頃、同業者であるAと知り合い、親しく付き合うようになった。Yが交通事故を起こし、平成25年10月か11月ころ、Aは、その罰金や示談金のために必需と称して多額の金銭の借用をXに懇請して、Yの印鑑等を密かに持ち出してY名義で借入した。Aは、平成26年2月、借用金の一部でYに代わり罰金を納付し、同年8月頃、YとAは交際を解消した。Yが借入に一切関知していないことなどの事情により、Xの請求は棄却された。

(四) いわゆる「試婚的な同棲・内縁」

ごく最近の下記の裁判例は、内縁の成立要件につき詳論しているので、特に取り上げることとした。4年間ほど同棲していた男性が他女と不貞行為をしたことから、女性が不法行為による慰謝料を請求した。判旨は、婚約の成立は認めたものの、入籍までの微妙な関係の推移を重視して内縁の成立を否定したが、議論の余地がなくはなかろう。

【87】東京地判令和3・3・9平成30(ワ)36509号損害賠償請求事件D1-Law.com判例体系

【事実】X女（昭和55年生）とY男（昭和54年生）は、同じバーの常連であったことを契機に平成21年以降、何度かの交際後に、Yが平成23年夏頃に結婚を前提とした交際を申し込み、平成24年12月から同居するようになって、平成25年11月にはY所有名義の新築マンションで同居した。ところが、Yは、平成26年10月頃、他女と関係をもち、他女は妊娠・出産したことから、Xも協力して認知や養育料の問題に対処した。しかし、結局のところ、両者は価値観の相違などから、Xは、平成28年12月27日、本件マンションから退去し、約4年間にわたる同居生活が終了した。

【判旨】内縁の成否は、社会通念上の夫婦と認められる関係を形成する意思と夫婦同然の共同生活を営んでいることの二つの要件によるところ、婚姻意思の存否は、双方の主観的認識のほか、職業・年齢等の社会的地位、慣習上の儀式の有無、共同生活の経緯・内容等のほか継続期間、第三者の男女関係に対する認識等の外形的事情も総合考慮される。「婚約」については、誠実に将来婚姻する約束が存在し、少なくとも確定的な婚姻意思を形成する前段階までは到達しているので、婚約の有無は、内縁の成否の判断の基礎となる重要な事実関係といえる。Xは、Yの親族からも婚約者であると認知されていたこと、指輪の交付後に約4年間にわたり同居生活を継続し、うち約3年間は新居が同居生活の場であったことから、Yが婚約指輪を交付した時点（平成24年11月25日頃）で婚約が成立していたといえる。

つぎに、「内縁の成立」については、婚姻意思と共同生活の実態が必要であり、客観的な共同生活の態様は、婚姻意思の有無を判断するための外形的事情としても重要な意味をもつところ、二人は、女性問題が発生した時点では、結婚を念頭に置いて同居生活を継続維持しており、特に婚約後にYが結婚生活を念頭に取得した本件マンションでの同居生活は夫婦に準じる共同生活の実態があったことに

符合する有力な事実関係というべきである。また、「同居期間中の対外的な振る舞い」については、XはYの家族からの新居のお祝いに共同で対応したり、女性問題の発生後もYの母親から週末のY家の集まりに誘われたりしたことなどのほか、取引先や友人との会合の際に度々Xの同席を要請したりするなど、Yと共同で対外的な付き合いに応じていた。ただし「同居中の生活費の分担状況等」については、両者は共働きであったが、詰めた協議をした形跡も窺われない。一方、両者は本件マンションに転居する前月の平成25年10月以降は、メールで、将来の人生設計を真剣に話し合う内容のやり取りのほか、日常的な会話をも活発に行っていた。ところが、平成28年8月頃、互いの価値観の違いに起因する大きな衝突をして関係が悪化し、ついに平成28年9月1日、夕食等の買い物をXが依頼したことなどに基因して、仕事で疲れていたYは、Xが余りにも思いやりが欠けていて、これでは同居生活の継続は不可能であるなどと責め立てた。この日を境に急速に関係が冷え込み、XもYと別れることを決心している。結局のところ、家計管理状況の面においては消極的な要素もあるが、外形的には二人の間に内縁を基礎付ける共同生活の実態が相当程度存在していたといえる。

一方、婚姻意思については、婚約をした当事者間に共同生活の実態が存在する場合であっても、当事者の認識が未だ婚約の域を出ない場合と、これを超えて社会通念上の夫婦と認められる関係となることを共に希望する段階にまで達していた場合は区別する必要がある。つまり、婚約をした当事者間における婚姻意思の存否は、一般に婚約の目的となることの多い入籍を果たした状態と実質的に同視してよいかという観点を踏まえて判断すべきである。本件では、双方が婚約後もXの母親への結婚の挨拶も両家の顔合わせの機会の設定もしておらず、その他の婚姻に向けた具体的な準備行動もしていなかったことから、入籍前から既に実質的な夫婦関係を形成していたという共通認識があったとはにわかに解し難い。

本判決は、当事者の主張事実に詳細に応接して結論を導いている点は評価できるが、内縁の成立要件については、相当程度厳格であり、その評価の阻害となるような事実を巧みに取り出して、結局は否定した。Yの不貞行為当時と断っているが、関係成立から解消まで内縁は成立していなかったということではしかない。しかし、内縁の成立と解消との判断が混在している面もなくはないようにも思われる。ことに入籍にいたるまでの関係の

曖昧さをことさらに強調しているが、婚約段階でも内縁段階でも、正式の結婚の決断に至るまでは、相手方との同化と反発の繰り返しがあるのが普通であり、そのことをいちいち取り上げて社会的に夫婦とみとめられる関係の成否の判断に結びつけるのは、やや短絡的に過ぎよう。そうした男女が織りなす関係の全体を社会通念に従って判断するのが裁判所の役目である。判旨の認定事実から判断すれば、XとYとは婚約段階を経てすでに内縁関係に入っていたが、結局のところ、判旨も指摘するように、互いの価値観の譲れない面が婚姻を直前にしてはつきりと自覚したということではなかろうか。そこに至るまでに、Yは他女との浮気に逃げたというしかない。実質的にみれば、婚約後に両者は結婚それ自体の決断を模索していたように思われ、そうだとすれば、本件は試婚的な内縁といえようか。

- (18) 本件の判例解説については、山下純司「婚姻外の男女関係（「パートナーシップ関係」）の解消と不法行為責任」水野紀子・大村敦志編『民法判例百選Ⅲ（2版）』（有斐閣、2018年）48頁、同「パートナーシップ関係の解消」加藤新太郎ほか編『離婚・親子・相続事件判例解説』（第一法規、2019年）などを参照のこと。学説の状況もそれぞれの論評で適切に整理されているので、本稿では、学説には立ち入らないこととする。岡本詔治『婚約・婚姻予約法の理論と裁判』（信山社、2013年）666頁以下も、簡単であるが本件を「この種の合意の意義」という観点から本件を取り上げているので、参照されたい。

（未完）